

※今月号に掲載している情報は、2月19日現在のものです。

お知らせ

年度末の 土曜日開庁のお知らせ

問 市民課市民係 ☎内線1198

転入転出が集中する時期に、一部窓口の土曜日開庁を実施します。

平日に来庁できない人はぜひご利用ください。

- 日時 3月23日(土)・30日(土)
午前8時半～正午

●業務を行う窓口

課名など	場所	業務内容
市民課 市民係	市役所 1階	住民異動、印鑑登録、各種証明書交付「ごみ分別案内・収集日程表」の配布など
市民課 国保年金係		国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金など
水道 お客さま センター	塩尻総合 文化セン ター1階	上下水道の使用開始、休止手続きおよび水道料金などの収納

※水道お客さまセンターは、土曜日は午前8時半から午後5時まで通年営業しています。

※詳細はお問い合わせください。



マイナンバーカードの電子証明書 の有効期限をご確認ください

問 市民課市民係 ☎0771

マイナンバーカードの電子証明書を使っての確定申告や保険証としての利用、コンビニで住民票を取得するなど、電子証明書を利用する人は、電子証明書の有効期限にご注意ください。



電子証明書の有効期限 年 月 日

電子証明書の有効期限の更新や、暗証番号を忘れた場合、ロックの解除をしたい場合は、市役所1階市民課での手続きが必要です。本人がマイナンバーカードをお持ちください。代理人が手続きをしたい場合は、事前にご相談ください。

なお、更新手続きをしてから数日は、マイナンバーカードの電子証明書を使っての確定申告や保険証利用、コンビニ交付ができませんので、早めの手続きをお願いします。

人口に対する1月末の マイナンバーカード保有枚数率

長野県 71.4% 塩尻市 70.0%

お知らせ

住民票などの取得は 便利でお得なコンビニ交付サービスを！

問 市民課市民係
☎内線1124

進学、就職など新生活を迎える季節になりました。住民票などの証明書が必要になりましたら、マイナンバーカードを利用した便利でお得なコンビニ交付サービスをご利用ください。

●利用可能時間

午前6時半～午後11時（休日可）

※機器メンテナンス時と年末年始(12月29日～1月3日)を除きます。

- 場所 全国のコンビニエンスストアなどに設置されているマルチコピー機

- 手数料 市役所や支所などの窓口より50円安く取得いただけます。

●取得できる証明書

- 住民票の写し
- 住民票記載事項証明書
- 印鑑登録証明書
- 戸籍（全部・個人事項）証明書
- 戸籍の附票の写し

※戸籍証明書・戸籍の附票の写しについて、本籍地が塩尻市でない人は、本籍のある市区町村にお問い合わせください。



\\ 詳細をご確認ください //

コンビニ交付サービスや証明書などの取得方法の詳細は、それぞれのコードでご確認ください。

▼各種証明書のコンビニ交付サービス



▼各種証明書の取得方法



▼本籍地の戸籍証明書の取得方法



お知らせ

令和6年3月から戸籍制度が変わります

問 市民課市民係
☎️内線1122

令和6年3月1日から、戸籍法の一部を改正する法律(令和元年法律第17号)が施行され、次のことができるようになりました。

- 戸籍届出時における戸籍証明書等の添付負担の軽減
戸籍の届け出を行う場合に、戸籍届け出時の戸籍証明書などの添付が原則不要となります。



コセキツネ

※詳細は法務省のホームページ(🌐https://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00082.html)をご覧ください。



● 戸籍証明書などの広域交付

本籍地以外の市区町村の窓口で戸籍証明書・除籍証明書を請求できるようになりました。

○ 請求できる人

本人、配偶者、直系尊属(父母、祖父母など)、直系卑属(子、孫など)

○ 広域交付ができる場所

市役所1階市民課窓口、各支所

※えんぱくでの広域交付はできません。

※父母の戸籍から除籍したきょうだいの戸籍証明書は請求できません。

※コンピュータ化されていない一部の戸籍・除籍を除きます。

※一部事項証明書、個人事項証明書は請求できません。

※郵送や代理人による請求はできません。

※窓口にお越しになった人の本人確認は、**顔写真付きの本人確認書類**(運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど)に限ります。

募集

市都市計画マスタープラン(案)と立地適正化計画(案)の意見を募集

問 都市計画課計画係 ☎️0689

本市では、都市の将来像やその実現のための方針を示す「都市計画マスタープラン」の改定と、コンパクトで利便性と持続性の高いまちづくりを進めるための計画である「立地適正化計画」の見直しを進めています。

人口減少や少子高齢化の急激な進行など都市を取り巻く情勢の変化に対応するため、都市計画マスタープラン(案)と立地適正化計画(案)を取りまとめましたので、パブリックコメントにより市民の皆さんからご意見を募集します。

● 実施期間

3月28日(木)～4月30日(火)(必着)

● 閲覧場所

- 市役所2階都市計画課および各支所
- 市ホームページ

● 提出方法

「住所」「氏名」「連絡先」を記入の上、メール(📧 toshi@city.shiojiri.lg.jp) またはファクス(FAX ☎️ 6113) で提出するか、〒399-0786 大門七番町3番3号 都市計画課宛てに郵送してください。

子育て

子育て世帯を応援するカード更新のお知らせ

問 社会教育スポーツ課共生推進係
☎️0894

現在使用している「ながの子育て家庭優待パスポート」、「多子世帯応援プレミアムパスポート」は、有効期限が令和6年3月31日(日)となっています。そのため、県内の市町村では順次対象世帯に新しいカードを配布しています。

カードが届きましたら、裏面に必要事項を記入し、古いカードとの切り替えをお願いします。

※古いカードは各家庭で廃棄してください。

※子育て家庭優待パスポートはカード記載の有効期限内でも、一番下の子どもが18歳になった年度の3月末で使用できなくなります。

※多子世帯プレミアムパスポートは、同居する18歳以下の子どもが3人未満になると使用できませんので、ご注意ください。



新パスポートのイメージ